

## 許可更新の流れについて

一般廃棄物収集運搬業の許可は、2年ごとに更新申請を行い、許可を更新しなければ失効します。許可期間には、十分ご注意ください。

### 許可更新の流れ

- ① 許可期間が満了する前の1月4日（木）～31日（水）（土・日・祝を除く）に、事前予約の上、必要書類を揃えて提出してください（郵送不可）。
- ② 許可申請に際して、手数料（10,000円）を納付してください。なお、その後の審査等により不許可になった場合も、手数料は返還できません。
- ③ 許可要件を満たしているか否かを審査するため、書類審査に加えて現地調査【主たる事務所（本店）・市内営業所・運搬車両の保管場所並びに排出者先等】を行う場合があります。
- ④ 審査後「檀原市一般廃棄物の収集又は運搬に関する許可及び処分に関する審査委員会」にて審議します。
- ⑤ 審査委員会での審議の結果に応じて許可証を交付します（4月1日付）。許可証の交付日時については、別途案内します。

